

女性活躍推進法第19条第6項に基づく特定事業主行動計画の実施状況

令和8年7月31日公表

項 目		最新情報（R8）		R7		R6		R5		R4		特定事業主行動計画に 基づく 目標値 (R7年度まで)	特定事業主行動計画（後期）特定	
		数 値	データの時点 ・対象期間等	数 値	データの時点 ・対象期間等	数 値	データの時点 ・対象期間等	数 値	データの時点 ・対象期間等	数 値	データの時点 ・対象期間等		数 値	データの時点 ・対象期間等
●職業生活における機会の提供に関する実績														
女性職員の採用割合	知事部局等※(1)	51.4%	R7年度	40.4%	R6年度	45.1%	R5年度	48.8%	R4年度	47.3%	R3年度		51.6%	R2年度
	病院局	90.4%		83.9%		80.3%		83.1%		92.4%			89.4%	
中途採用の男女別実績	男性	53.8%	R7年度	64.3%	R6年度	66.7%	R5年度	53.6%	R4年度	53.3%	R3年度		44.4%	R2年度
	女性	46.2%		35.7%		33.3%		46.4%		46.7%			55.6%	
管理職の女性割合		19.3%	R8.4.1	17.8%	R7.4.1	17.3%	R6.4.1	17.0%	R5.4.1	17.0%	R4.4.1	18%	14.0%	R2.4.1
課長補佐級職員の女性割合		38.3%	R8.4.1	38.5%	R7.4.1	37.4%	R6.4.1	38.3%	R5.4.1	37.6%	R4.4.1	40%	35.6%	R2.4.1
各役職段階の職員の女性割合	部次長級	11.9%	R8.4.1	10.6%	R7.4.1	10.8%	R6.4.1	7.7%	R5.4.1	8.8%	R4.4.1		9.5%	R2.4.1
	課長級	20.9%		19.6%		18.8%		19.1%		18.9%			15.1%	
	課長補佐級	38.3%		38.5%		37.4%		38.3%		37.6%			35.6%	
	係長級	48.1%		44.8%		45.5%		45.2%		44.0%			43.0%	
職員の女性割合	知事部局等	36.7%	R8.4.1	35.6%	R7.4.1	34.7%	R6.4.1	34.9%	R5.4.1	33.7%	R4.4.1		31.4%	R2.4.1
	病院局	71.7%		71.3%		70.2%		70.6%		70.8%			71.3%	
(R7年度の主な取組状況)														
○女性管理職の積極的な登用 令和8年4月の人事異動において、意欲や能力を備えた女性職員を管理職やグループリーダーなどへ積極的に登用し、幅広い分野への配置を進めることで、女性職員の能力をより一層活用した。														
○育児休業取得の昇任への影響を縮小 収入への影響を気にして育児休業をためらう職員への対応として、育児休業を取得したことによる昇任への影響を縮小した。														

女性活躍推進法第19条第6項に基づく特定事業主行動計画の実施状況

令和8年7月31日公表

項 目		最新情報（R8）		R7		R6		R5		R4		特定事業主 行動計画に 基づく 目標値 （R7年度まで）	特定事業主行動計画（後期）策定時		
		数 値	データの時点 ・対象期間等	数 値	データの時点 ・対象期間等	数 値	データの時点 ・対象期間等	数 値	データの時点 ・対象期間等	数 値	データの時点 ・対象期間等		数 値	データの時点 ・対象期間等	
●職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績															
離職率の男女差※2	男性	知事部局等	1.4%	R7年度	1.1%	R6年度	1.0%	R5年度	0.9%	R4年度	0.6%	R3年度		0.2%	R元年度
		病院局	4.5%		6.4%		4.5%		6.7%		3.1%			1.2%	
	女性	知事部局等	1.2%		1.6%		2.0%		0.8%		1.7%			0.9%	
		病院局	4.1%		4.5%		5.4%		5.7%		4.8%			4.3%	
男女別の育児休業取得率	男性	知事部局等	88.7%	R7年度	91.3%	R6年度	50.7%	R5年度	36.8%	R4年度	18.8%	R3年度	 30% （※3） 1週間以上 85% 1か月以上 50% （※3）	6.6%	R元年度
		病院局	72.2%		45.5%		59.1%		55.6%		32.3%			42.1%	
		(1週間以上)	86.3%		86.3%		55.8%								
		(1か月以上)	68.8%		62.5%		42.1%								
	女性	知事部局等	100%		100%		100%		100%		100%			100%	
		病院局	98.3%		100%		96.8%		100%		100%			100%	
配偶者出産休暇等取得率（8日【100%】）			33.8%	R7年度	22.5%	R6年度	31.6%	R5年度	35.0%	R4年度	27.0%	R3年度	100%	25.0%	R元年度
配偶者出産休暇等取得率（1日以上）			95.0%	R7年度	83.7%	R6年度	85.3%	R5年度	83.6%	R4年度	88.0%	R3年度		96.2%	R元年度
年次休暇取得日数			12.1日	R7	12.0日	R6	11.7日	R5	10.6日	R4	9.5日	R3		9.2日	R元
（R7年度の主な取組状況）															
○子育て関連制度等の周知・啓発 「育児の日」「子育てプログラム」「計画の目標」「仕事と子育ての両立支援サイト」等について周知を図るため、イントラネットにバナーを掲載し、各種制度の周知及び意識啓発を図るとともに、庁内放送でも周知を行った。															
○ワーク・ライフ・バランスの推進 超勤縮減、年次休暇の取得、フレックスタイム制、ノー会議ウィーク等の実施について、各所属長あて通知し、超過勤務の縮減、休暇取得の促進等を図るとともに、各階層の職員を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する講義を含む研修を実施した。															
○オープンメールの配信 育児休業中の職員が職場の情報を共有することができるよう、希望者に対して、電子掲示板の情報の中で必要とするものを電子メールにより提供するとともに、育児休業からの復帰者を支援する研修を実施した。															
○仕事と子育て両立サポートメールの配信 産前・産後の男性職員、産前・産後・育児復帰前の女性職員あてに、個々の職員の子育て環境の変化を捉えた休暇、休業制度の周知を行う「仕事と子育て両立サポートメール」を送信した。															
○イクボス宣言 知事、副知事及び各幹部職員によるイクボス宣言を実施し、庁内掲示板、庁内イントラサイト等で周知を行った。年度初めに各所属長がイクボス宣言をし、所属職員へその考えを発信した。															

※1 知事部局等：知事部局、議世事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局

※2 離職率（R5年度～）：R5年度からの定年の段階的な引き上げにともない、データの継続性の観点から定年延長前と同様に59歳以下の自己都合退職者を集計の対象とした。

※医師・歯科医師、大学教員を除く

※3 男性職員の育児休業取得率：特定事業主行動計画（後期）策定時の目標としてR7年度までに「30%」を掲げて取り組みを進めてきたところであるが、R4年度に目標を達成したためR5年10月以降「1週間以上85%」「1か月以上50%」に目標を見直した。

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 香川県

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異（令和7年度：知事部局等）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	104.7%
全職員	94.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	90.7%
本庁課長相当職	96.7%
本庁課長補佐相当職	97.5%
本庁係長相当職	94.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.9%
31～35年	97.0%
26～30年	96.9%
21～25年	93.3%
16～20年	86.1%
11～15年	88.0%
6～10年	90.4%
1～5年	95.0%

【説明欄】

- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の支給額に占める男性の割合は90%、住居手当の支給額に占める男性の割合は68%である。
- ・男性の方が一人当たりの時間外勤務時間が長く、時間外勤務手当の支給額は、男性の方が大きくなっている。
- ・パートタイム勤務の会計年度任用職員は全体に与える影響が微小のため、除外して算出している。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 職員の男女の給与の額の差異（令和7年度：病院局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	65.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	50.5%
全職員	59.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	77.8%
本庁課長補佐相当職	102.3%
本庁係長相当職	94.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	101.4%
31～35年	95.5%
26～30年	77.1%
21～25年	69.2%
16～20年	70.0%
11～15年	67.3%
6～10年	73.4%
1～5年	51.2%

【説明欄】

- ・ 男性職員のうち医師及び歯科医師（医師等）が約4割、女性職員のうち看護師及び保健師（看護師等）が約6割を占めており、性別による職種の偏りがある。医師等と看護師等では給与体系が異なり、医師等の方が相対的に給与水準が高いため、職種の給与の差異が男女の給与の差異として表れている。
- ・ 役職段階別の本庁部局長・次長相当職について、情報公表の対象者が少ないことにより、特定の職員の給与を推測し得るため、公表の対象外とする。
- ・ パートタイム勤務の会計年度任用職員は全体に与える影響が微小のため、除外して算出している。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅲ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	19.3%

【説明欄】

・男女別管理職登用比率（令和 8 年度）

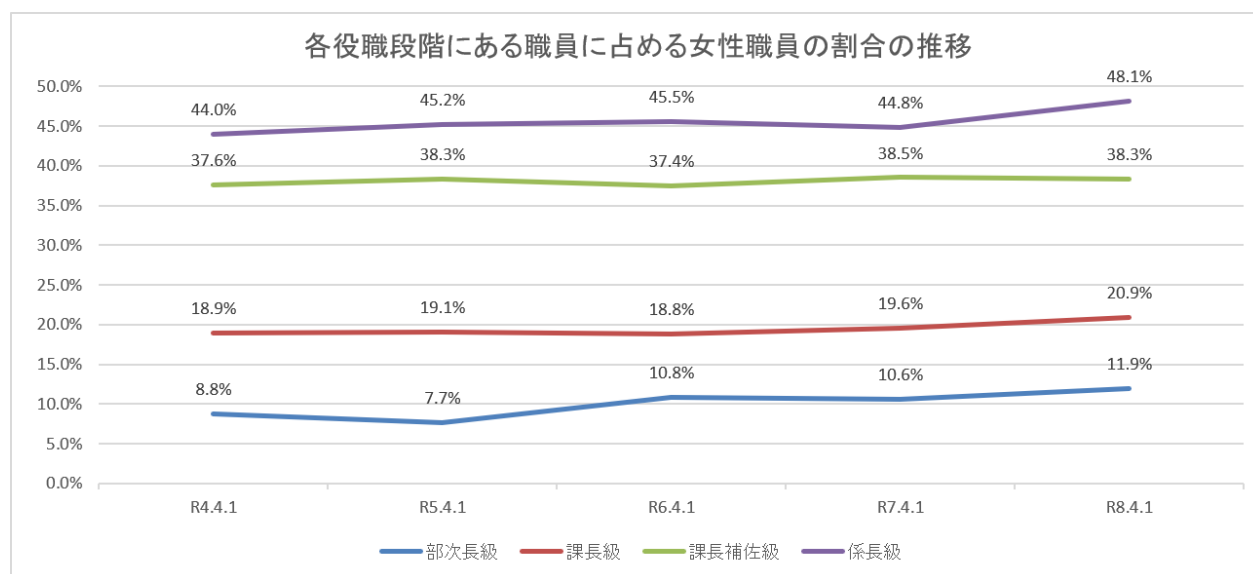
男性・・・12.3%

女性・・・3.3%

※管理職登用比率：（女性（男性）の管理職数／女性（男性）の職員数）×100

Ⅳ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
部次長級	11.9%
課長級	20.9%
課長補佐級	38.3%
係長級	48.1%



Ⅴ 職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
知事部局等	36.7%
病院局	71.7%

Ⅵ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
知事部局等	5 1 . 4 %
病院局	9 0 . 4 %

Ⅶ 中途採用の男女別実績

区分	令和 7 年度
男性	5 3 . 8 %
女性	4 6 . 2 %

Ⅷ 当該年度に在籍する職員に対する当該年度に退職した職員の割合の男女の差異 (離職率の男女差)

区分		令和 7 年度
男性	知事部局等	1 . 4 %
	病院局	4 . 5 %
女性	知事部局等	1 . 2 %
	病院局	4 . 1 %

【説明欄】

令和 5 年度からの定年の段階的な引き上げにともない、データの継続性の観点から定年延長前と同様に 5 9 歳以下の自己都合退職者を集計の対象としている。

※医師・歯科医師、大学教員を除く

Ⅸ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	87.5%
女性	99.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	0%
女性	100%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	—	—
1週間以上2週間未満	2.9%	1.0%	—	—
2週間以上1月以下	17.6%	0%	—	—
1月超3月以下	39.7%	0%	—	—
3月超6月以下	25.0%	0%	—	—
6月超9月以下	5.9%	3.0%	—	—
9月超12月以下	7.4%	29.7%	—	—
12月超24月以下	1.5%	28.7%	—	—
24月超	0%	37.6%	—	—

【説明欄】

- ・会計年度任用職員の男性の育児休業の取得期間の分布状況については、育児休業取得者がいなかったことから「—」としている。
- ・会計年度任用職員の女性の育児休業の取得期間の分布状況については、対象職員が少数であり、分布状況を公表することにより特定の職員の育児休業取得期間が明らかになってしまうことから、非公表（「—」）としている。

X 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等（本庁）	19.7時間／月
内部部局等以外 （出先機関）	10.0時間／月

XI 職員の年次休暇等の取得日数の状況

区分	令和7年
平均取得日数	12.1日

【参考：情報公表項目に関する留意点】

知事部局等：知事部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、
労働委員会事務局、収用委員会事務局